

G T F Green Challenge AWARDS 2014
間伐・間伐材利用コンクール募集要領
— 森から日本を元気に！ —

1. 趣旨

森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要です。特に、人工林は間伐等の手入れを適時適切に進めていく必要があります。このため、間伐の推進や多様な森林づくりを目標に、民官が一体となって様々な活動を展開しています。

「間伐・間伐材利用コンクール」は、間伐及び間伐材利用に係る多様な取組の実践例やアイデア製品を募集し、紹介することを通じて間伐の推進及び間伐材の利用拡大に貢献し、森から日本を元気にするために実施します。

2. 募集要領

(1)主 催 GTF グレーター トウキョウ フェスティバル実行委員会

(2)後 援 林野庁（申請中）、間伐推進中央協議会

(3)募集内容 「製品づくり・利用部門」と「間伐実践・環境教育部門」の2部門について募集します。

①「製品づくり・利用部門」については、建築（住宅、公共施設）、土木関係、玩具・家具・生活用品等の間伐材を利用した製品づくりや、企業・民間団体等需用者における間伐材マーク製品等の調達の取組を対象とします。

②「間伐実践・環境教育部門」については、間伐の実践及び間伐・間伐材について環境教育を行う学校、NPO、民間団体等の活動や、こうした活動の受け入れを行う森林組合、民間団体等の取組を対象とします。

(5)募集期間 平成26年7月4日～平成26年9月11日まで

(6)応募方法 所定の様式に必要事項を記入の上、写真を添えて応募下さい。

(7)審査 「間伐・間伐材利用コンクール審査委員会」が審査します。（9月下旬）

(8)授賞 ①両部門とも林野庁長官賞1点、GTF賞1点、間伐推進中央協議会賞1点を予定しています。

②表彰は、平成26年10月4、5日に開催予定のイベントの特設ステージにて行う予定です。

(9)応募先 GTF グレーター トウキョウ フェスティバル実行委員会
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-12-6 ミツリ麹町ビル3階
(TEL:03-3222-6262 FAX:03-3222-6263 E-mail:kanbatsu@heros-edu.co.jp)
メールか郵送にてご応募を受付いたします。

G T F Green Challenge AWARDS 2014 間伐・間伐材利用コンクール実施規定

1 審査委員会の設置

(1) GTF グレーター トキョウ フェスティバル実行委員会は、間伐を通じた森林の育成と間伐材等利用に係る斬新かつ積極的な取組の普及に資するため、G T F Green Challenge AWARDS 2014 間伐・間伐材利用コンクール（以下「コンクール」という。）を実施する。

(2) GTF グレーター トキョウ フェスティバル実行委員会は、コンクールの実施に当たって、優良な事例を審査・選考するために、間伐・間伐材利用コンクール審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員

審査委員会の委員は別紙1による。

3 審査対象及び方法

審査委員会は、間伐及び間伐材利用の促進に関する応募事例を対象にして、書類審査を行う。

4 審査基準

審査基準は別紙2による。

審査に当たっては、主として次の事項について総合的な評価を行う。

- ① 間伐及び間伐材利用の推進のための意欲的かつ積極的な取組であること
- ② 地域の特性に応じ、かつ、実績・成果があがっていること
- ③ 先導的な取組として他の地域に普及・推奨することが可能であること

5 授賞

授賞は別紙3による。

別紙 1

審査委員について

・コンクールの審査委員は以下とする。

- ・ 梶谷辰哉 国土緑化推進機構専務理事
- ・ 木平勇吉 東京農工大学 名誉教授（審査委員長）
- ・ 後藤 亘 GTF グレーター トウキョウ フェスティバル実行委員会実行委員長
- ・ 島田泰助 全国木材組合連合会副会長
- ・ 高橋直彦 読売新聞編集局生活情報部次長
- ・ 星野智子 環境パートナーシップ会議副代表理事
- ・ 平之山俊作 全国森林組合連合会常務理事
- ・ 渡辺政一 全国林業改良普及協会専務理事

（五十音順：敬称略）

（オブザーバー）

- ・ 宮澤俊輔 林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室長

別紙2

G T F Green Challenge AWARDS 2014 「間伐・間伐材利用コンクール」審査基準

1 審査方法

審査に当たっては、下記の各項目について審査を実施する。

ア 製品づくり・利用部門

①先進性

- ・木材の特徴を活かした製品であるのかどうか
- ・既設または既製品と比較して今までにない新規性があるのかどうか。
- ・企業・民間団体等の物品調達における新規性・独創性があるのかどうか。

②社会生活への貢献性

- ・日常生活、日常業務の利便性向上等に役立っているのかどうか。
- ・日常生活、日常業務に安らぎや潤いを与えているのかどうか。
- ・景観・自然環境に配慮しているか。
- ・地域住民、顧客等に対する間伐の普及啓蒙活動に役立っているのかどうか。

③材料の地域性、有効利用の状況

- ・地元産の間伐材が利用・調達されているか。
- ・地域における間伐材の利用率向上に役立っているかどうか。

④技術合理性、普及の可能性

- ・生活用品等は機能性に富んでいるか、また経済性は、安全に対する配慮は。
- ・工事については、施工が容易で扱い易いか、他地域への汎用性はあるのか。
- ・消費者又は就業者のニーズに応えているか。

イ 間伐実践・環境教育部門

①計画性

- ・活動に関わる年間計画が立てられているか。
- ・活動が継続的に実施されているか。
- ・計画内容（間伐実践：作業時期・種類・工程等、環境教育：学習内容・対象年齢等）が妥当なものとなっているか。

②実行状況

- ・計画等に基づいて適切に作業が実施されているか。
- ・作業中は指導員等による作業指導や指示がなされているか。
- ・実行体制等が整備され、今後とも継続性があるか。
- ・活動に広がりや継続性があるか（参加人数、継続期間）

③安全性

- ・近年において、重大災害が発生していないか。
- ・必要な安全対策が図られているか。
- ・作業者は保安帽等を着用して安全作業に当たっているか。
- ・指導員は、研修会に参加する等技術向上に努めているか。

④周辺地域への効果

- ・周辺地域などに対しての波及効果が高いか。
- ・地域住民等の積極的な参画があるか。

2 評価（二次審査）

- (1) 審査委員ごとに、優秀な事例を推薦する。
- (2) 各審査委員の推薦に基づき、審査員相互で各賞を選出する。
- (3) 審査委員長奨励賞について
審査基準以外の観点からも、間伐及び間伐材利用推進のため奨励する取組等について以下の
ような点を勘案して選定する。
 - ①単独での間伐実施のほか、他業種と広く連携を図っている
 - ②小規模ながら活動等を通じて一般にアピールできる
 - ③消費者の意向を取り入れるなど、今後、幅広い展開が期待される

受賞について

・ 授賞については以下のとおりとする。

| 区 分 | 賞の名称・件数（予定） |
|-------------|--|
| 製品づくり・利用部門 | 林野庁長官賞 1点 G T F 賞 1点 間伐推進中央協議会会長賞 1点 |
| 間伐実践・環境教育部門 | 林野庁長官賞 1点 G T F 賞 1点 間伐推進中央協議会会長賞 1点 |
| 上記2部門の外 | 審査委員長奨励賞 2点 特別賞：（該当するものがあれば必要点数） |